

○渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則

平成30年3月9日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(住宅宿泊事業の届出)

第3条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、同条第2項に規定する届出書に同条第3項に規定する書類を添付し、併せて次に掲げる書類及び図面を区長に提出しなければならない。

(一部改正…8年16号)

- (1) 消防機関に対し、消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類
- (2) 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）第1条に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置についての適合状況が確認できる書類
- (3) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅を中心とした周囲150メートル以内の住宅、道路等の見取図
- (4) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地の都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める用途地域及び条例第7条第1項に定める区域への該当の有無を確認できる書類
- (5) 廃棄物処理業者との契約書等の写し

(追加…8年16号)

(住宅宿泊事業者等が講ずべき措置)

第4条 条例第4条第2項の規定により住宅宿泊事業者等が講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に従い、自らの責任において事業系一般廃棄

物又は産業廃棄物として適正に処理すること。

(2) 防犯対策として次の事項を徹底すること。

ア 届出住宅を宿泊以外の用途で利用させないこと。

イ 宿泊者名簿に記載した者以外の者を宿泊させないこと。

ウ 空室時における施錠の確保を行うこと。

エ 宿泊者に対する鍵の受渡し及び解錠方法の説明は、対面その他確実に宿泊者を確認できる方法により行うこと。

(3) 条例第5条に規定する行為の禁止に関する事項について、宿泊者に対し、届出住宅における書面の備付けその他適切な方法により周知すること及び宿泊の予約時等に文書による事前説明を行うこと。

(4) 震災の発生に備えて、おおむね3日分の非常用食料及び飲料を備蓄し、広域避難場所等の周知を行うこと。

(事前周知等)

第5条 条例第6条第1項に規定する区規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(一部改正…8年16号)

(1) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅（共同住宅を含む。）の敷地からの距離がおおむね10メートル以内の土地に存する家屋の所有者及び居住者

(2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が共同住宅である1棟の建物に存する場合は、全ての居室の居住者

(3) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が分譲マンションに存する場合は、当該マンションの管理組合又は管理者

(4) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が属する町会

(追加…8年16号)

2 条例第6条第1項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(一部改正…8年16号)

(1) 商号、名称又は氏名及び緊急連絡先（住宅宿泊管理業務を委託する場合は、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び緊急連絡先を含む。）

(2) 住宅宿泊事業を開始しようとする日

(3) 周辺地域の住民等からの問合せの方法

(4) 届出住宅から排出される廃棄物の処理方法並びに廃棄物の処理を委託した廃棄物処理業者の商号、名称又は氏名、連絡先及び許可番号

(一部改正… 8 年16号)

- 3 届出予定者は、事前周知を行ったときは、事前周知内容記録書（別記第 1 号様式）により、日時、周知先、住民等からの申出及び対応状況等を記録し、保存し、及び事前周知に用いた書面とともに当該事前周知内容記録書を速やかに区長に提出しなければならない。

(一部改正… 8 年16号)

- 4 住宅宿泊事業を営む届出をした者は、事前周知を行った住民等に対し、届出番号及び届出年月日を周知しなければならない。

(一部改正… 8 年16号)

第 6 条及び第 7 条 削除

(8 年16号)

(身分証明書の様式)

- 第 8 条 条例第12条第 2 項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第 3 号様式）とする。

(一部改正… 4 年 1 号・ 6 年 5 号・ 8 年16号)

(委任)

- 第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年 6 月15日から施行する。ただし、第 5 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 6 年規則第 5 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第16号）

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。